



自見大臣米国出張
(バーナンキFRB議長(右側)と)
(8月18日)



子ども見学デー「金融庁へGO!」
(副大臣室にて)
(8月18日)

目次

【フォトギャラリー】	2
【国際関連】	
自見金融担当大臣の米国及び中国出張について	2
【特集】	
中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループによるプレス・リリース「中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループがバーゼル銀行監督委員会による自己資本及び流動性に関する規制改革パッケージについて広範な合意に到達」の公表について	3
【トピックス】	
貸金相談デスクの開設について	5
「平成21年度における地域密着型金融の取組み状況について」	6
「金融検査指摘事例集」の公表等について	11
【お知らせ】	12
【金融ここが聞きたい!】	14
【5・6・7月の主な報道発表】	15

【フォトギャラリー】

大臣、副大臣、大臣政務官が出席された会議等の写真を掲載し、皆さんに情報をお届けするものです。



自見大臣（前列中央）東京証券取引所を訪問
～斉藤 惇東証代表執行役社長（前列右側）らと～
（7月27日）



税制調査会で挨拶をする大塚副大臣
（7月30日）

【国際関係】

自見金融担当大臣の米国及び中国出張について

米国出張

自見金融担当大臣は、8月16日から6日間の日程で、米国に出張しました。当地では、バーナンキ連邦準備制度理事会（FRB）議長、ブレイナード財務次官、ボルカー大統領経済顧問等と面談を行いました。一連の面談では、金融規制改革がマクロ経済や金融仲介機能に与える影響や金融・経済情勢等について、率直な意見交換を実施しました。



ブレイナード財務次官（右側）との面談にて



ボルカー大統領経済顧問（右側）との面談にて

中国出張

自見金融担当大臣は、8月27日から7日間の日程で、中国に出張をしました。当地では、第3回日中ハイレベル経済対話に出席し、温家宝首相と面談したほか、周小川中国人民銀行行長等、銀行・証券・保険各分野の監督当局責任者と面談を行いました。

特に、温家宝首相との面談では、日中の互惠協力を金融分野でも更に推進する観点から、中国企業の資金調達に対する我が国金融機関の更なる支援を円滑にするために、預金・貸出比率規制の我が国金融機関に対する柔軟な対応を要望し、温家宝首相からは、中国の日系企業が必要とする資金は必ず保障するとの回答を得ました。



第3回日中ハイレベル経済対話の様相



温家宝中華人民共和国首相（右側）との面談で握手を交わす自見大臣

【特集】

中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループによるプレス・リリース「中央銀行総裁・銀行監督長官グループがバーゼル銀行監督委員会による自己資本及び流動性に関する規制改革パッケージについて広範な合意に到達」の公表について

バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（総裁・長官グループ）は7月26日、バーゼル委において検討されている規制改革案に関して、プレス・リリースを公表しました。

1. 背景・経緯

バーゼル委は昨年12月17日、国際的に活動する銀行に関する一連の規制改革案を市中協議文書として発表しました。本規制改革案は、昨年4月のG20 ロンドン・サミットにて合意され、その後9月のピッツバーグ・サミットにてあらためて確認された、銀行資本の質と量の双方を改善し、過度なレバレッジを抑制するとともに、流動性の基準を定める国際的なルールの原案です。

昨年12月の規制改革案の公表後、バーゼル委は、個別の銀行に与える影響度について、各国の銀行から収集したデータをもとに定量的影響度調査（QIS）を行ってきました。また、経済全体に与える影響を分析するため、マクロ経済モデルを用いた影響度評価も実施しました。バーゼル委では、こうした調査とともに、市中協議文書に対して本年4月16日までに各国から寄せられた多数のコメントを踏まえ、規制改革案の修正について検討が進められてきたところです。今回の総裁・長官グループによるプレス・リリースは、こうした検討の結果、広範な合意が得られた規制の設計要素（デザイン）について発表したものです。

2. 総裁・長官グループによる広範な合意（7月26日）のポイント

・自己資本の質の改善（自己資本の定義）

自己資本のコア部分は、普通株及び内部留保（損失吸収力の最も高い資本）のみから構成すべきこ

とが明確化（繰延税金資産、無形固定資産などを原則として控除）されていました。

今般の合意により、各国の実情に応じ、以下のような控除項目の一部例外を容認することとなっています。

	昨年 12 月の規制案	本年 7 月の見直し案
繰延税金資産	全額を自己資本から控除	会計と税務の一時差異に基づくものはコアティア 1 部分の 10%まで算入 ^(注)
無形固定資産	全額を自己資本から控除	会計基準の差異に基づく取扱いの不平等を是正
少数株主持分	自己資本へは不算入	銀行子会社の最低所要資本までは算入

(注) 繰延税金資産、他の金融機関の普通株への重要な出資等を合算してコアティア 1 の 15%まで算入。

・レバレッジ比率規制（資本 / 総資産）の導入

レバレッジ比率規制は、リスクベースの自己資本比率規制を補完することが目指されています。

今般の合意では、移行期間を経て、第一の柱の下での取扱いに移行することを視野に入れつつ、2017 年前半に指標や水準の最終的な調整を行うこととなりました。この移行期間の中では、資本(分子)を Tier 1 とし、総資産(分母)をオフバランス項目の一部に低い掛け目を適用することとした指標に基づき、3%の水準が補完的指標として機能するかテストされます。

・流動性規制（流動性カバレッジ比率、安定調達比率）の導入

流動性カバレッジ比率は、30 日間の厳しい流動性ストレスへの対応を可能とする流動資産の保有を求めるものです。

今般の合意により、リテール預金流出率の引き下げ、適格流動性資産の定義の拡大等が行なわれることとなりました。

安定調達比率は、運用資産の流動性リスクの度合いに応じて調達側の安定度を求めるものです。

今般の合意では、本比率について、観察期間が設けられ、2018 年 1 月までに最終化することとなりました。

3. 今後の予定

バーゼル委や総裁・長官グループは引き続き規制改革案の詳細について議論を行うこととなっており、こうした検討結果が本年 11 月に予定されている G20 ソウル・サミットに報告され、本年末までには最終的な規制改革パッケージが策定される予定です。

詳しくは、金融庁ウェブサイトの「国際関連情報」から[平成 22 年 7 月 27 日 中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループによるプレス・リリース「中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループがバーゼル銀行監督委員会による自己資本及び流動性に関する規制改革パッケージについて広範な合意に到達」の公表についてアクセスしてください。](#)

【トピックス】

貸金相談デスクの開設について

平成 18 年 12 月、多重債務問題の解決を図ることを目的として、「上限金利の引下げ」や「借り過ぎ・貸し過ぎを防ぐ総量規制の導入」などを内容とする改正貸金業法が全会一致で成立しました。

同法は、三年半の期間をかけて段階的に施行されてきましたが、本年 6 月 18 日に完全施行されました。

本年 6 月 22 日には、完全施行後、改正貸金業法を円滑に施行し、必要に応じ、速やかに適切な対応を検討していくため、「改正貸金業法フォローアップチーム」が設置されました。

この「フォローアップチーム」では、「改正貸金業法に係る制度の周知徹底」の施策を進める上での第 1 の柱としており、本年 6 月末までとしていた「あなたは大丈夫？キャンペーン」を本年 8 月末まで延長・拡大するなど、制度の周知に努めています。

金融庁では、これらの取組みの一環として、7 月 23 日に、改正貸金業法に関する相談等の受付窓口として、『貸金相談デスク』を開設することとしました。『貸金相談デスク』においては、

- ・貸金業法の改正により金利が下がったが、6 月 18 日以前に契約した借入にも適用されるのか
 - ・年収証明書の提出を求められたが、提出しないと今後貸してもらえなくなるのか
- といった、改正貸金業法に係る問い合わせや、貸金業者からの借入についての相談を受け付けています。

質問、相談等ございましたら、是非一度、貸金相談デスク（以下）へお問い合わせ下さい。

金融庁としては、今後とも、関係機関等とも連携しながら、相談の充実・強化を図るとともに、制度の周知徹底と実態把握に努めていきます。

名称 : 「貸金相談デスク」

開設日 : 平成 22 年 7 月 26 日

開設期間 : 平成 22 年 12 月 28 日まで

受付時間 : 平日 10 : 00 ~ 18 : 00

電話番号 : 0570-001127

IP 電話・PHS からは 03-3506-7229 におかけください。

受付内容 : 改正貸金業法に関する相談等

詳しくは、金融庁のウェブサイトの「報道発表資料」から[「貸金相談デスクの開設について」](#)（平成 22 年 7 月 23 日）にアクセスして下さい。

平成 21 年度における地域密着型金融の取組み状況について

金融庁においては、地域金融機関が行う地域密着型金融に関して、年 1 回、取組み実績や利用者等の評価について取りまとめを行っています。

本年 7 月 23 日に、平成 21 年度における地域密着型金融の取組み状況について取りまとめ、公表しました。概要は以下のとおりです。

対象金融機関は、地域銀行 106（埼玉りそな銀行を含む）、信用金庫 272、信用組合 159 の計 537 機関（公表日現在）です。

1. 地域金融機関の取組み実績

各金融機関の取組み実績や成果について、各金融機関の公表や業界団体の取りまとめをもとに主な傾向をまとめれば、以下のとおりです。

(1) ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化

創業・新事業支援

創業・新事業支援に係る融資件数は前年度に比べ増加しています。企業育成ファンドの活用は前年度に比べ減少しています。

（単位：件、億円）

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
創業・新事業支援融資（ ）								
地域金融機関	件数	1,948	2,817	5,449	6,983	14,048	13,879	15,004
	金額	179	250	603	742	1,791	1,662	1,703
地域銀行	件数	737	846	2,379	3,088	6,532	6,522	7,270
	金額	85	102	241	323	823	810	877
信金・信組	件数	1,211	1,971	3,070	3,895	7,516	7,357	7,734
	金額	94	147	361	418	967	851	826
企業育成ファンドへの出資額								
地域金融機関		94	153	241	196	175	200	51
地域銀行		79	128	186	147	125	163	21
信金・信組		14	25	55	49	50	37	30
企業育成ファンドの活用額（金融機関が出資しているファンドを通じた企業育成支援）								
地域金融機関		-	-	-	-	-	90	65
地域銀行		-	-	-	-	-	77	58
信金・信組		-	-	-	-	-	12	6

（ ）18 年度以前は「創業等支援融資商品による融資」、19 年度以降は専用の融資商品の実績だけでなく、通常の融資による支援実績も含めて計上しているため、過年度の実績とは単純に比較できない。

経営改善支援

経営改善支援取組み先のランクアップ率は前年度に比べ低下しています。ビジネスマッチングの成約件数は前年度に比べ増加しています。

（単位：%、件）

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
経営改善支援取組み先（正常先を除く）のランクアップ率								
地域金融機関		16.0	18.4	16.5	13.7	11.5	17.4	9.3
地域銀行		15.2	18.2	15.9	14.2	11.4	18.0	11.0
信金・信組		17.1	18.8	17.1	13.2	11.6	16.9	7.6
ビジネスマッチングの成約件数								
地域金融機関		6,228	10,428	15,954	24,000	27,396	29,531	32,988
地域銀行		5,741	8,997	13,152	19,542	21,462	23,729	26,965
信金・信組		487	1,431	2,802	4,458	5,934	5,802	6,023

事業再生支援

中小企業再生支援協議会と連携して支援し再生計画策定に至った件数、金融機関独自に支援し再生計画策定に至った件数は前年度に比べ増加しています。整理回収機構の支援決定の件数は前年度に比べ減少しています。

DDS（デット・デット・スワップ）やDES（デット・エクイティ・スワップ）の件数は前年度に比べ増加しています。一方、企業再生ファンドの活用は前年度に比べ減少しています。

（単位：件、億円）

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
中小企業再生支援協議会と連携して支援し、再生計画策定に至った先								
地域金融機関	件数	201	302	380	391	319	329	479
	金額	2,305	3,422	3,572	2,803	2,092	2,230	3,817
地域銀行	件数	133	210	284	270	204	198	331
	金額	1,691	2,933	3,101	2,311	1,496	1,498	2,678
信金・信組	件数	68	92	96	121	115	131	148
	金額	613	488	470	492	595	731	1,139
金融機関独自に支援し、再生計画策定に至った先								
地域金融機関	件数	-	-	-	-	8,495	14,637	19,083
	金額	-	-	-	-	34,198	49,441	60,186
地域銀行	件数	-	-	-	-	4,297	6,082	7,986
	金額	-	-	-	-	25,085	31,586	38,857
信金・信組	件数	-	-	-	-	4,198	8,555	11,097
	金額	-	-	-	-	9,113	17,854	21,328
整理回収機構の支援決定先								
地域金融機関	件数	3	10	22	38	35	20	16
	金額	608	631	942	1,176	694	554	501
地域銀行	件数	2	10	20	35	27	19	11
	金額	606	631	914	1,154	615	541	404
信金・信組	件数	1	0	2	3	8	1	5
	金額	2	0	28	21	79	13	96

（単位：件、億円）

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
DDS								
地域金融機関	件数	7	57	64	51	24	49	100
	金額	56	281	257	166	96	238	298
地域銀行	件数	6	38	42	37	17	34	71
	金額	55	216	164	142	76	197	240
信金・信組	件数	1	19	22	14	7	15	29
	金額	1	64	93	23	19	41	58
DES								
地域金融機関	件数	29	33	24	34	13	21	37
	金額	175	261	191	256	50	203	158
地域銀行	件数	27	26	22	29	12	20	31
	金額	173	242	186	249	49	202	149
信金・信組	件数	2	7	2	5	1	1	6
	金額	1	19	5	7	1	1	9
企業再生ファンドへの出資額								
地域金融機関		109	168	169	162	115	77	75
地域銀行		106	157	145	143	104	69	70
信金・信組		2	11	24	18	11	8	5
企業再生ファンドの活用額（金融機関が出資しているファンドを通じた企業再生支援）								
地域金融機関		-	-	-	-	-	200	121
地域銀行		-	-	-	-	-	188	102
信金・信組		-	-	-	-	-	11	18

事業承継支援

事業承継に係るM & A支援件数は前年度に比べ減少しています。

(単位：件)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
事業承継に係るM & A支援件数							
地域金融機関	-	-	-	-	129	156	142
地域銀行	-	-	-	-	100	124	111
信金・信組	-	-	-	-	29	32	31

(2) 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資等への取組み

動産・債権譲渡担保融資、財務制限条項を活用した融資の件数は前年度に比べ減少しています。

(単位：件、億円)

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
動産・債権譲渡担保融資								
地域金融機関	件数	10,098	19,000	23,585	18,260	13,530	11,006	6,785
	金額	1,102	1,737	1,998	2,029	1,856	1,886	1,800
地域銀行	件数	6,473	11,169	11,857	7,547	6,747	6,009	3,902
	金額	788	1,263	1,307	1,265	1,205	1,312	1,332
信金・信組	件数	3,625	7,831	11,728	10,713	6,783	4,997	2,883
	金額	313	474	690	763	650	573	468
うち 動産担保融資								
地域金融機関	件数	-	-	27	153	517	1,387	1,239
	金額	-	-	47	131	358	585	617
地域銀行	件数	-	-	18	118	351	986	1,000
	金額	-	-	36	118	303	499	555
信金・信組	件数	-	-	9	35	166	401	239
	金額	-	-	11	12	54	86	62
財務制限条項を活用した商品による融資								
地域金融機関	件数	550	3,279	4,322	4,018	4,362	5,154	4,596
	金額	313	944	1,995	2,335	4,835	7,044	7,771
地域銀行	件数	474	1,153	1,834	1,681	2,525	3,242	3,155
	金額	278	833	1,500	1,784	3,930	6,192	7,173
信金・信組	件数	76	2,126	2,488	2,337	1,837	1,912	1,441
	金額	35	111	494	551	905	851	598

企業の将来性、技術力を的確に評価できる能力の発揮、人材育成への取組み

各金融機関において、人材育成の教育専門部署や専門資格者を中心とするサポートデスクを設置するなど、目利き能力を発揮・向上させるための取組みが行われています。

(3) 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

地域全体の活性化、持続的な成長を視野に入れた、同時的・一体的な面的再生への取組み
PFIへの取組件数は前年度に比べ増加しています。

(単位：件、億円)

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
PFIへの取組み								
地域金融機関	件数	22	49	71	116	89	101	107
	金額	187	409	326	625	562	701	638
地域銀行	件数	20	37	54	88	59	68	64
	金額	179	368	258	552	492	587	480
信金・信組	件数	2	12	17	28	30	33	43
	金額	8	40	67	72	70	114	158

地域活性化につながる多様なサービスの提供

NPO等への融資件数は前年度に比べ増加しています。

(単位：件、億円)

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
コミュニティビジネスを行うNPO等への融資								
地域金融機関	件数	-	-	-	-	351	396	473
	金額	-	-	-	-	61	64	49
地域銀行	件数	-	-	-	-	104	171	217
	金額	-	-	-	-	20	17	19
信金・信組	件数	-	-	-	-	247	225	256
	金額	-	-	-	-	41	46	30

2. 金融機関の実務者の評価

金融機関の実務者に対するアンケート調査の結果によると、各施策の取組みに対する評価は、事業承継支援を除き、「利用者の期待に応えるものとなっている」との評価が「期待に応えるものとなっていない」との評価を上回っています。

利用者の期待に応えるものとなっている主な理由として「利用者ニーズを的確に把握」が挙げられているが、他方、期待に応えるものとなっていない理由をみても、一部の項目では「利用者ニーズの把握が不十分」との回答が相応の割合を占めています。

また、期待に応えるものとなっている主な理由として「外部機関等の活用・連携が有効に機能」が挙げられていますが、他方で、期待に応えるものとなっていない理由として「内部に専門的なノウハウ・人材の蓄積がない」が最も多く挙げられているなど、内部の専門的なノウハウや人材の不足を外部機関の活用によって補っている状況も伺えます。

地域密着型金融が地域金融機関の経営にもたらす効果については、施策によって異なる面もありますが、債務者の財務状況等の継続的なモニタリングによる信用リスク管理の強化や取引先の経営改善等による債務者区分のランクアップ等の直接的な効果のほかに、職員の審査能力の向上や顧客・地域との信頼関係の向上等の間接的な効果も現れていると評価しています。

金融機関の実務者に対するアンケート調査結果の概要(22年5月実施) (単位：%)

	利用者の期待に応えるものとなっている	応えるものとなっていない
創業・新事業支援	71.1	25.7
経営改善支援	87.3	10.5
事業再生支援	68.2	26.2
事業承継支援	44.1	47.1
担保・保証に過度に依存しない融資等	85.6	12.4
企業の将来性、技術力を的確に評価できる能力の発揮	59.9	35.7
人材育成	68.6	27.6
地域全体の活性化等を視野に入れた面的再生	58.9	33.5
地域活性化につながる多様なサービスの提供	77.4	18.8

3. 利用者等の評価

利用者等の評価に関するアンケート調査の結果によると、地域密着型金融の取組み全体については、積極的評価(「大変進んでいる」及び「進んでいる」の合計)が引き続き5割程度となっています。

また、個々の施策については、事業再生支援、事業承継支援、企業の将来性・技術力を的確に評価できる能力の発揮など、積極的評価の割合が小さいものが多くなっています。

なお、個々の施策によっては、金融機関の取組みが進んでいるのかどうか「わからない」と回答する利用者が多いものもあります。

利用者等の評価に関するアンケート調査の結果の概要（22年2月～3月実施）（単位：％）

	積極的評価	消極的評価	わからない
地域密着型金融の取組み全体	51.1	29.6	19.3
創業・新事業支援	33.9	36.1	30.0
経営改善支援	41.9	33.2	24.9
事業再生支援	20.4	34.9	44.7
事業承継支援	22.9	32.5	44.7
担保・保証に過度に依存しない融資等	29.8	47.4	22.8
企業の将来性、技術力を的確に評価できる能力の発揮	20.9	49.1	30.0
人材育成	26.2	34.6	39.2
地域全体の活性化等を視野に入れた面的再生	28.2	36.5	35.3
地域活性化につながる多様なサービスの提供	31.9	40.7	27.4

4. 今後の課題

- (1) 平成 21 年度における地域金融機関の取組み状況をみると、経営改善支援、中小企業再生支援協議会の活用や金融機関独自の再生計画策定による事業再生支援、中小企業金融の円滑化に向けた担保・保証に過度に依存しない融資など様々な取組みが行われており、総じて実績が上がってきています。
- (2) 金融機関の実務者の評価をみると、多くの地域金融機関は、各施策の取組みが利用者の期待に応えるものとなっていると評価しています。そうした中で、利用者の期待に応えるものとなっていない理由として、内部の専門的なノウハウ・人材の不足が多く挙げられており、人材の育成や外部機関等の活用によるノウハウの蓄積が課題と考えられます。
- (3) 一方、利用者等の評価をみると、地域密着型金融の取組み全体については積極的評価が引き続き 5 割程度、個々の施策については取組みがなお不十分と評価されているものが多いなど、利用者の評価と金融機関の評価には開きが見られます。
 なお、個々の施策によっては、地域金融機関の取組みが進んでいるのかどうか「わからない」と回答する利用者が多いものもあり、取組みの成果が利用者から見えにくい施策については評価が厳しくなりがちな面があることにも留意する必要があります。
- (4) 地域金融機関においては、今後も引き続き、人材の育成や外部機関の活用等を戦略的に行いつつ、目利き能力の向上やノウハウの蓄積に努め、利用者の期待やニーズに的確に対応するための取組みを組織全体として継続的に進めていくことが重要であると考えられます。
 また、そうした取組みの成果について、利用者に分かりやすい形で積極的に情報発信していく努力も重要であると考えられます。

詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から「[平成 21 年度における地域密着型金融の取組み状況について](#)」(平成 22 年 7 月 23 日)にアクセスしてください。

「金融検査指摘事例集」の公表について

金融庁は、平成 22 年 7 月 21 日に、「金融検査指摘事例集（平成 21 検査事務年度）」を公表しました。

1. 金融検査指摘事例集

金融検査指摘事例集は、金融行政の透明性・予測可能性を更に向上させるとともに、金融機関の自己責任原則に基づく内部管理態勢の強化等を促す観点などから 17 年から作成・公表しています。

本事例集は、21 検査事務年度（平成 21 年 7 月～22 年 6 月）に検査が終了（検査結果通知）した事例を基に作成しています。

今回の指摘事例集の特徴は、以下のとおりです

- (1) 「金融検査におけるベター・レギュレーションに向けた取組み（アクションプラン）」に掲げる「金融機関等との対話の充実・情報発信の強化」を推進するため、事例数の充実に努めています（注）。

なお、本事例集の構成は、昨年（21 年 12 月）改定された「金融検査マニュアル」等の構成に従い、「経営管理（ガバナンス）」、「金融円滑化編」、「リスク管理等編」としてしています。

- (2) 金融機関の円滑な金融仲介機能の発揮が期待されている状況等を踏まえ、昨年末に「金融円滑化に係る金融検査指摘事例集」（43 事例）を公表していますが、本年度版でも、本年 6 月までに通知された検査結果通知の中から事例を選定し、「金融円滑化編」で紹介しています。

- (3) また、今回、指摘事例集の「別冊」として、新たに「金融グループ管理態勢」、「システムリスク管理態勢」、「外国銀行在日支店等」、「反社会的勢力に係る管理態勢」、それぞれについて事例集を作成しています。これらは、近時、金融機関にとって適切なリスク管理が求められている分野について、金融機関の自律的な態勢強化等を促すため、16 年度以降に公表してきた指摘事例集の中から、参考となる事例を選定したものです。

（注）掲載事例数は、「金融検査指摘事例集」においては、評定事例 47 事例、指摘事例 305 事例となっています。また、「別冊」においては、金融グループ関係 35 事例、システムリスク関係 87 事例、外国銀行在日支店等関係 59 事例、反社会的勢力関係 42 事例となっています。全体で総計 575 事例（昨年度版は 433 事例）をとりあげています。

2. 意見申出事例集

意見申出事例集は、意見申出制度導入（12 年 1 月）以降の意見申出事案の中から、金融機関の業務運営上の参考となるものを選定し、その概要を紹介するため 17 年から作成・公表しており、毎事務年度、事例を追加して改訂を行っています。

しかしながら、21 検査事務年度においては、金融機関にとって参考となる事例数が少ないことなどから、申出機関数・事案数の公表に留めています。

なお、21 検査事務年度における意見申出実績は、2 機関、15 事案となっています。

詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から『[「金融検査指摘事例集」等の公表について](#)』（平成 21 年 7 月 3 日）にアクセスしてください。

また、過去の事例集については、平成 16 検査事務年度版（平成 17 年 7 月 27 日）、平成 17 検査事務年度版（平成 18 年 7 月 5 日）、平成 18 検査事務年度版（平成 19 年 7 月 5 日）、平成 19 検査事務年度版（平成 20 年 7 月 4 日）、平成 20 検査事務年度版（平成 21 年 7 月 3 日）、「金融円滑化に係る金融検査指摘事例集」（平成 21 年 12 月 17 日）の報道発表資料をご覧ください。

【お知らせ】

その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意ください！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。
くれぐれもご注意ください。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。

こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に
関らないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、
金融庁（財務局）の登録を受けた業者に限られます。

これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に
関らないようにしてください。

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。
少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧め
します。

金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）
の登録を受けているかを確認できます。

なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、

- ・その信用力などが保障されているものではありません。
- ・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。

不審な勧誘を受けた場合などには、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供ください。

金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日10：00～16：00）

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

IP電話・PHSからは、03-5251-6811におかけください。

FAX：03-3506-6699

詳細はこちらにアクセスしてください。

- ・ [投資勧誘等にご注意ください!](#)（金融庁ウェブサイト）
- ・ [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

皆様からの情報提供が市場を守ります！

[証券取引等監視委員会](#)は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査及び犯則事件の調査を通じて、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としています。

当委員会では、こうした調査や検査などの参考として有効に活用するため、広く一般の皆様から、市場において不正が疑われる下記のような情報を、電話や郵送、FAX、インターネット等により受け付けており、平成21年度には、7,118件と多数の情報をお寄せいただきました。

<個別銘柄に関する情報>

- ・ 相場操縦（見せ玉や空売りによるものなど）
 - ・ インサイダー取引（会社関係者による重要事実公表前の売り抜けなど）
 - ・ 風説の流布（ネット掲示板の書き込みやメールマガジンによるデマ情報など）
 - ・ 疑わしいディスクロージャー（有価証券報告書や適時開示など）
 - ・ 疑わしいファイナンス（架空増資や疑わしい割当先など）
 - ・ 上場会社の内部統制の問題
- ・・・ など

<金融商品取引業者等に関する情報>

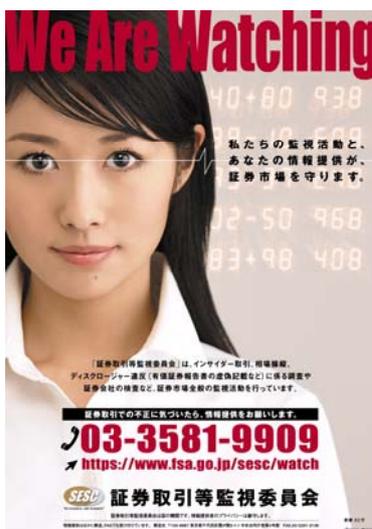
- ・ 証券会社や外国為替証拠金取引（FX）業者、運用業者、投資助言・代理業者などによる不正行為（リスク説明の不足、システム上の問題など）
 - ・ 経営管理態勢や財務内容に関する問題（リスク管理、分別管理、自己資本規制比率の算定など）
- ・・・ など

<その他の情報>

- ・ 疑わしい金融商品や疑わしいファンド（投資詐欺的な資金集めなど）、無登録業者に関する情報
- ・ 市場の公正性を害するような市場参加者（いわゆる仕手グループなど）に関する情報・・・ など

以上のような情報につきましては、是非、当委員会までご提供をお願いします。なお、株式に限らず、デリバティブや債券等に関する情報についても幅広く受け付けています（個別のトラブル処理・調査等の依頼には対応していませんので、ご了承ください）。

インターネットからの情報のご提供は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの[情報受付窓口](#)からお願いします。



一般からの情報提供を求めるポスター

証券取引等監視委員会 情報受付窓口

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

直通：03-3581-9909（情報受付窓口直通）

FAX：03-5251-2136

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

【金融ここが聞きたい！】

このコーナーは、大臣の記者会見における質疑応答などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。

もっとたくさんご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの「[記者会見](#)」のコーナーにアクセスしてください。

Q1： 外国為替（証拠金）取引の信用取引の上限規制が、今月から始まったのですけれども、いろいろ懸念する声がありますけれども、始まって現在、現状どのように思っていますか。

A1. フォーリンエクスチェンジ（FX、外国為替証拠金）の取引の数量の動向については、為替市場の動向を始めとする様々な要因が影響してしまっていて、私からコメントすることは差し控えたいと思っておりますけれども、いずれにしても、もうご存じのように、高いレバレッジのFX取引はわずかな変動であっても顧客が不測の損害を被るおそれがありまして、投資家保護の観点から今回証拠金規制は必要な規制であるというふうに考えております。今後、我が国のFX取引のためにも、まずは今回導入した規制の下でFX取引の健全化を図ることが重要であるというふうに考えております。

ご存じのように、FX取引というのは結構個人（投資家）が多いものですから、そういった意味でも投資家保護ということはきちっと、ご存じのように外されない観点だというふうに思っております。

[【平成22年8月6日（金）閣議後記者会見】](#)

Q1：先週末に欧州の金融機関に対するストレステストの結果が公表されまして、91行中7行が資本不足になると、それを受けて、各国の市場は好感しているようなのですが、大臣として受け止めをお聞かせください。

A1. 欧州は今ご指摘のように、欧州各国が統一的な基準に基づいてストレステストを実施し、その結果を公表したということを歓迎したいと思っております。

こうしたストレステストの実施並びに必要なとされた資本増強を欧州の金融機関に対する信頼を高め、金融システムが安定化に貢献するものだというふうに期待をいたしております。

[【平成22年7月27日（火）閣議後記者会見】](#)

○ 新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）へのご登録のご案内

金融庁ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様のメールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、日本語版の場合、毎月発行される「アクセス FSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

また、英語版でも金融庁英語版ウェブサイトの**新着情報**や「FSA Newsletter」など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

日本語版の登録をご希望の方は、「[新着情報メール配信サービス](#)」に、英語版の登録は [Subscribing to E-mail Information Service](#) にアクセスしてください。

証券取引等監視委員会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

証券取引等監視委員会ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、金融商品取引業者等に対する行政処分等に関する勧告や課徴金納付命令に関する勧告など、証券取引等監視委員会ウェブサイトの**新着情報**を電子メールでご案内します。

詳しくは、日本語版の登録をご希望の方は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの「[新着情報メール配信サービス](#)」に、英語版の登録は [Subscribing to E-mail Information Service](#) にアクセスしてください。

公認会計士・監査審査会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

公認会計士・監査審査会ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの**新着情報**を電子メールでご案内します。

詳しくは、日本語版の登録をご希望の方は、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの「[新着情報メール配信サービス](#)」に、英語版の登録は [Subscribing to E-mail Information Service](#) にアクセスしてください。



【5月・6月・7月の主な報道発表】

5月11日	アクセス	共済事業の規制のあり方についての方針（案）に係る御意見の募集の結果、及び国会提出法案について
	アクセス	株式会社リンク・ワンに係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について
12日	アクセス	「第6回公認会計士制度に関する懇談会」の開催について
14日	アクセス	平成22年金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部施行に係る政令・内閣府令について
18日	アクセス	口蹄疫の発生等を踏まえた金融の円滑化の要請について
	アクセス	新しい非居住者債券所得非課税制度について
21日	アクセス	企業会計審議会第17回内部統制部会資料（平成22年5月21日開催）
	アクセス	株式会社東京衡機製造所の実質的経営者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について

25日	アクセス	平成21年3月期有価証券報告書の重点審査及び状況調査結果について
	アクセス	有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項について（平成22年3月期版）
	アクセス	「第2回コーポレート・ガバナンス連絡会議」について
26日	アクセス	「第7回公認会計士制度に関する懇談会」の開催について
	アクセス	「行政処分事例集」の更新について
	アクセス	「金融税制研究会」の開催について
27日	アクセス	日本振興銀行株式会社に対する行政処分について
28日	アクセス	地域銀行の平成22年3月期決算の概要
	アクセス	主要行等の平成22年3月期決算の概要
	アクセス	監査法人の処分について
	アクセス	中小企業金融円滑化法に基づく貸付けの条件の変更等の状況について（速報値）
	アクセス	「資金移動業者に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」の公布について
31日	アクセス	貸金業関係統計資料集の更新について
6月2日	アクセス	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部を改正する件について
3日	アクセス	株式会社エプソム愛馬会及び株式会社ジャパンホースマンクラブに対する行政処分について
4日	アクセス	株式会社琉球銀行に対する行政処分について
	アクセス	「平成20年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表について
	アクセス	「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）の一部改正（案）」に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	顧客等に関する情報管理態勢に係る監督指針等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）に係る監督指針等及び金融検査マニュアル等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	バリューコマース株式会社株券に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について（1）
	アクセス	バリューコマース株式会社株券に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について（2）
8日	アクセス	企業会計審議会総会資料（平成22年6月8日開催）
9日	アクセス	金融庁総務企画局総括審議官（国際担当）のIOSCO（証券監督者国際機構）専門委員会副議長選任について
10日	アクセス	欧州における我が国格付会社規制の同等性評価の進展状況（CESRによる同等性評価の公表）
	アクセス	企業会計審議会第18回内部統制部会資料（平成22年6月10日開催）
11日	アクセス	日本振興銀行株式会社に係る検査忌避行為の告発について
	アクセス	偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について
	アクセス	偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況（平成22年3月末）について
	アクセス	「改正貸金業法に関する内閣府令の改正（案）」に対するパブリックコメントの結果等について
15日	アクセス	「貸金業者向けの総合的な監督指針」及び「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一

		部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について
16日	アクセス	経済価値ベースのソルベンシー評価の導入に係るフィールドテストの実施について
17日	アクセス	I F R S (国際会計基準)の任意適用及び初度適用について
	アクセス	株式会社ちとせ通商に対する行政処分について
	アクセス	「貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせることができる団体を指定する件」等の告示の廃止について公表しました。
	アクセス	「第3回コーポレート・ガバナンス連絡会議」の開催について
18日	アクセス	外国損害保険業の免許について
	アクセス	中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要
	アクセス	破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告
21日	アクセス	事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 15 登録講習機関関係)(案)」の公表について
	アクセス	貸金業法施行規則第二十六条の六十三第二号及び第三号の規定に基づき、金融庁長官が定める時間等を定める件(案)」の公表について
22日	アクセス	平成23年度 税制改正要望に係る御意見の募集について
	アクセス	「改正貸金業法フォローアップチーム」の設置について
	アクセス	「第8回公認会計士制度に関する懇談会」の開催について
25日	アクセス	高木証券株式会社に対する行政処分について
	アクセス	株式会社ビックカメラ役員が所有する同社株券の売出しに係る目論見書の虚偽記載事件に対する違反事実がない旨の決定について
	アクセス	我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品及び証券化商品等の保有額等について
	アクセス	山崎製パン株式会社の従業者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
28日	アクセス	企業内容等の開示に関する内閣府令(案)等の公表について
29日	アクセス	ライツ信託株式会社に対する行政処分について
	アクセス	国債取引の決済リスク削減に関する工程表について
30日	アクセス	主要行等の平成22年3月期決算の概要
	アクセス	株式会社新生銀行に対する行政処分について
	アクセス	経営健全化計画の履行状況報告について
	アクセス	貸金業関係統計資料集の更新について
	アクセス	特殊法人及び認可法人の役職員の給与水準の公表について
	アクセス	「あなたは大丈夫?キャンペーン」の延長・拡充について
	アクセス	「パーゼル 第1の柱に関する告示の一部を改正する告示(案)」に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	電子債権記録機関の指定について
	アクセス	中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について
7月5日	アクセス	金融庁と米国証券取引委員会(SEC)との間の「日米ハイレベル証券市場対話」の開催について

8日	アクセス	企業会計審議会総会資料（平成22年7月8日開催）
9日	アクセス	J・ストック・パートナーズ株式会社に対する行政処分について
	アクセス	株式会社ビットアイルの契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	株式会社リミックスポイントに係る半期報告書の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	「こども見学デー」のお知らせ
12日	アクセス	銀行の合併について
14日	アクセス	日本ビクター株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について
16日	アクセス	パーゼル銀行監督委員会による規制改革パッケージの進捗に関するプレス・リリース及びカウンターシクリカルな資本バッファーに関する市中協議文書の公表について
	アクセス	三栄証券株式会社に対する行政処分について
	アクセス	株式会社コンコードについて
	アクセス	株式会社きらやか銀行に対する行政処分について
	アクセス	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」の公表について
21日	アクセス	「金融検査指摘事例集」の公表等について
23日	アクセス	「平成21年度における地域密着型金融の取組み状況について」
	アクセス	キョーエイ産業株式会社社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について（1）
	アクセス	キョーエイ産業株式会社社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について（2）
	アクセス	貸金相談デスクの開設について
26日	アクセス	空売り規制・自己株式取得に係る時限措置の延長について
27日	アクセス	中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループによるプレス・リリース「中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループがパーゼル銀行監督委員会による自己資本及び流動性に関する規制改革パッケージについて広範な合意に到達」の公表について
28日	アクセス	「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正について
	アクセス	LINEMAP 投資顧問株式会社に対する行政処分について
29日	アクセス	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部を改正する件について
	アクセス	「第9回公認会計士制度に関する懇談会」の開催について
	アクセス	株式会社総和地所の契約締結者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	「金融税制研究会 論点整理」について
	アクセス	平成23年度税制改正要望に係る御意見の募集の結果について
	アクセス	「金融税制調査会」の開催について
30日	アクセス	貸金業関係統計資料集の更新について
	アクセス	「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（期間：平成22年4月1日～6月

	30日)
アクセス	預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について
アクセス	山梨県民信用組合の経営強化計画及び全国信用協同組合連合会の経営強化指導計画の履行状況（平成22年3月期）について
アクセス	株式会社紀陽ホールディングス及び株式会社紀陽銀行並びに株式会社豊和銀行の経営強化計画の履行状況（平成22年3月期）について
アクセス	地域銀行10行の経営強化計画の履行状況（平成22年3月期）について
アクセス	第9回公認会計士制度に関する懇談会資料（平成22年7月30日開催）
アクセス	空売り規制・自己株式取得に係る時限措置の延長に関する内閣府令・告示の公布について

[アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。